

イーストスプリング・インドネシア株式オープン 第11期 分配金のお知らせ

販売用資料 2015年5月12日

当ファンドは、2015年5月12日の第11期決算において、基準価額水準や市況動向等を勘案した結果、分配金(1万口当たり、税引前)を100円としましたのでお知らせ申し上げます。

分配金(1万口当たり、税引前)

第11期 (2015年5月12日)
100円

設定来の基準価額の推移 (2009年11月30日～2015年5月12日)



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
 ※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。
 ※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

決算期	第1期 2010/5/12	第2期 2010/11/12	第3期 2011/5/12	第4期 2011/11/14	第5期 2012/5/14	第6期 2012/11/12	第7期 2013/5/13
分配金	2,500円	1,500円	1,000円	0円	0円	0円	2,500円
決算期	第8期 2013/11/12	第9期 2014/5/12	第10期 2014/11/12	第11期 2015/5/12		設定来累計	
分配金	0円	0円	400円	100円		8,000円	

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「当ファンドのリスクについて」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

英国ブルーデンシヤル社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシヤル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号/加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

「イーストスプリング・インドネシア株式オープン」の特色

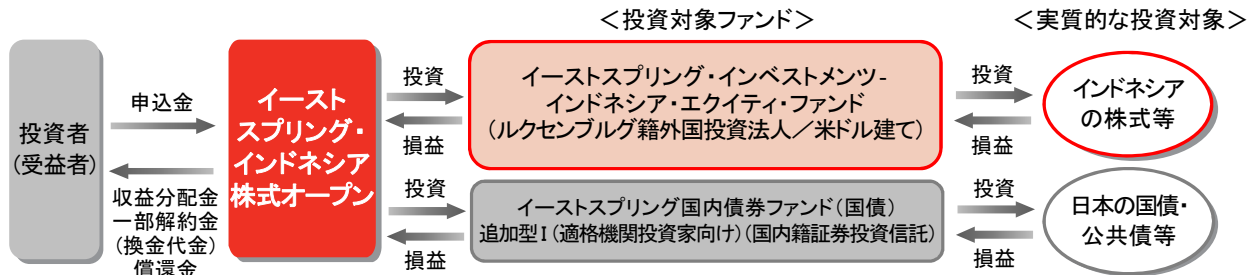
1 インドネシアの金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

■ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド」(以下「インドネシア・エクイティ」ということがあります。)(米ドル建て)への投資を通じて、主としてインドネシアの金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

※ファンドは実質的にインドネシアの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

3 イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

■「インドネシア・エクイティ」の運用は、アジアにおける株式運用で実績のあるイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。

4 原則として、為替ヘッジは行いません。

■実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

165年以上の歴史を有する
英国の金融サービスグループの一員です。

- イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。
- イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社は、英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。
- 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2014年11月末現在、アジアでは14の国や地域で生命保険



<充実したアジアのネットワーク>



および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。最終親会社グループの運用資産総額は、2014年6月末現在、約4,570億ポンド(約78兆円、1ポンド=172.63円)に上ります。

当ファンドのリスクについて

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク 政治経済情勢や発行企業の業績の変化により株式の価格が変動するリスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク 有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化などにより有価証券の価格が下落するリスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

お申込メモ 当ファンドの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下①～③の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①インドネシアの金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ②シンガポールの金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ③ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日または銀行休業日
申込締切時間	原則として午後3時まで販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときには、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受け付けを取消し、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	原則として無期限(平成21年11月30日設定)
繰上償還	信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	原則として毎年5月12日および11月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年2回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	3.78% (税抜3.5%) を上限 として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。	
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用① (信託報酬)	純資産総額に対して年率1.4364%(税抜1.33%) 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。	
配分	委託会社	年率0.5940%(税抜0.55%)
	販売会社	年率0.8100%(税抜0.75%)
	受託会社	年率0.0324%(税抜0.03%)
投資対象とする投資信託証券②	年率0.425%程度	
実質的な負担(①+②)		
その他の費用・手数料	年率1.8614%程度(税込) 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。また、組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。	

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号 加入協会 一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会 当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	販売会社に関しては、次ページをご覧ください。 販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

販売会社一覧 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お申込先

金融商品取引業者名	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
池田泉州TT証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第370号	○			
いよぎん証券株式会社	○		四国財務局長(金商)第21号	○			
宇都宮証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第32号	○			
エイチ・エス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第35号	○		○	
エース証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
SMBCフレンド証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	
岡三オンライン証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	
岡三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第53号	○	○		
カブドットコム証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○		○	
高木証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第20号	○			
中銀証券株式会社	○		中国財務局長(金商)第6号	○			
東海東京証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
東洋証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第121号	○			
西日本シティ証券株式会社	○		福岡財務支局長(金商)第75号	○			
西村証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第26号	○			
八十二証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第1977号	○			
播陽証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第29号	○			
PWM日本証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第50号	○			
フィデリティ証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第152号	○			
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三津井証券株式会社	○		北陸財務局長(金商)第14号	○			
むさし証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第105号	○			○
明和証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第185号	○			
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○		○	
リテラ・クリア証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第199号	○			
ワイエム証券株式会社	○		中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社あおぞら銀行		○	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社足利銀行(インターネット専用)		○	関東財務局長(登金)第43号	○			
株式会社イオン銀行(インターネット専用)		○	関東財務局長(登金)第633号	○			
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド(銀行)		○	関東財務局長(登金)第622号	○			
株式会社滋賀銀行(インターネット専用)		○	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
スルガ銀行株式会社		○	東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社東京スター銀行(インターネット専用)		○	関東財務局長(登金)第579号	○		○	
株式会社広島銀行(インターネット専用)		○	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社北都銀行(インターネット専用)		○	東北財務局長(登金)第10号	○			
株式会社北海道銀行(インターネット専用)		○	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行(インターネット専用)		○	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社三井住友銀行(インターネット専用)		○	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。

照会先:
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
 TEL.03-5224-3400
 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
 ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。